二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県東置賜郡高畠町・川西町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
高畠町（次の図に示す部分に限る。）、川西町

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
二　(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月二十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町二名甲四〇五八の一、甲四〇五九の二、甲四〇五九の一、甲四〇五九の二、乙六〇、乙六一、乙六三、乙六五、乙六六、乙六八、乙六九、乙一〇二の一、乙一〇三から乙一〇五まで、乙一〇七、乙一〇九、乙一一〇、乙一一二、乙一一三の一、乙一一四、乙二五八、乙二五九の一から乙二五九の五まで、乙二六〇の一、乙二六〇の二、乙二六〇の五、乙二六〇の六、乙二六一の一から乙二六一の三まで、乙二六二から乙二六四まで、乙二六五の一から乙二六五の三まで、乙二六六、乙二六八の一、乙二六八の四、乙二六八の五、乙二六九、乙二七〇の一、乙二七〇の二、乙二七一の一、乙二七一の二、乙二七一の四、乙二七一の五、乙二七二、乙二七四、乙二七五の一、乙二七五の二、乙二七六、乙二七七の一から乙二七七の三まで、乙二七八、乙二七九、乙二八〇の一から乙二八〇の四まで、乙二八一の一、乙二八一の二、乙二八二の一、乙二八二の二、乙二八三の一から乙二八三の三まで、乙二八四の一、乙二八四の二、乙二八五の一から乙二八五の六まで、乙二八六、乙二八八、乙二八九の一、乙二八九の八から乙二九〇の一三まで、乙二九〇の一、乙二九〇の六から乙二九〇の九まで、乙二九七、乙二九九の一、乙二九九の二、乙三〇〇、乙三